

諮問番号：令和元年度諮問第26号

答申番号：令和元年度答申第28号

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

### 第2 審理関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張の要旨

請求人は、おおむね次の理由により、原処分（生活保護変更処分）は違法又は不当であると主張しているものと解される。

(1) 生活保護法（以下「法」という。）の委任に基づき厚生労働大臣が定めた保護の基準（以下「保護基準」という。）の平成30年厚生労働省告示第317号による改定（以下「本件基準改定」という。）は、次のとおり、厚生労働大臣に与えられた裁量権の逸脱・濫用に該当し、憲法や法に違反する。

ア 本件基準改定は、生活実態を顧みず、法が定める限度を超えて生活水準を引き下げ、人間が人間らしく生きるといえる人間の尊厳を損なっており、憲法25条に違反する。

イ 生活扶助基準について、生活保護基準以下の水準で生活している世帯が多数存在する第1・十分位層の生活水準に合わせていることから、確保されるべき中間所得階層の6割の水準を満たしていない。

ウ 必需的な耐久消費財の普及状況の検討がなされておらず、また、前回の保護基準の改定の際に用いた生活扶助相当CPIを用いず、物価上昇が一切考慮されていない。

エ 本件基準改定に際し、被保護者からの意見聴取や保護基準の改定による影響調査等の手続を実施していない。

オ 本件基準改定は、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（以下「社会権規約」という。）の条項から導き出される制度後退禁止原則に違反する。

(2) 処分庁における保護決定の職権は、保護基準を無原則に適用することを是としたものではなく、前記(1)のとおり違法な本件基準改定後の保護基準に基づき行われた原処分は違法又は不当である。

#### 2 処分庁の主張の要旨

保護は保護基準に基づいて行われるべきであり、また、処分庁は保護基準自

体を決定する権限を有しない。原処分は、保護基準に基づいており、適法かつ正当である。

### 第3 審理員意見書の要旨

- 1 原処分は、法及び保護基準に基づき行われ、法令等の規定に従い、適正になされたものであるから、違法又は不当な点は認められない。
- 2 請求人は、おおむね、厚生労働大臣が定めた保護基準は、法及び憲法に違反した内容であり、策定手法も実体経済に基づかない不適切な統計資料を作為的に用いるなど、裁量権を逸脱した違法なものであり、また、行政庁には法令遵守義務があることから、処分庁が違法な保護基準を適用して原処分を行ったことは違法である旨主張しているものと解される。しかしながら、最低生活費の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人の最低生活費については、保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定にのっとった適正なものであり、原処分に違法又は不当な点は認められない。また、保護基準の決定は、専門技術的、政策的な観点から厚生労働大臣の合理的裁量に委ねられているものであり、社会保障審議会生活保護基準部会（以下「基準部会」という。）における専門的かつ科学的見地からの評価・検証を経て定められていことから、法に違反していると認められるような特段の不合理的な点があるとはいえず、請求人の主張を採用することはできない。
- 3 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、請求人の主張には理由がないから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

### 第4 調査審議の経過

令和元年10月31日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同年11月7日、同月29日及び同年12月16日の審査会において、調査審議した。

### 第5 審査会の判断の理由

保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の最低生活費を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとされている（法第8条第1項）。また、保護基準によれば、最低生活費の算定における基準生活費は、個人単位に算定できる生計費（第1類）と世帯共通的な経費（第2類）の組合せにより、年間の需要を平均した月額で示されている。

こうした基準生活費の決定は、専門技術的、政策的な観点から厚生労働大臣の合理的裁量に委ねられていると解されるが、その内容は、国民の消費動向や

社会経済情勢を勘案して、基準部会における審議を踏まえ、所定の手続を経て定めることとされている。

この点、請求人は、前記第2の1(1)のとおり本件基準改定は違法又は不当であると主張する。

生活扶助基準については、基準部会において、使用する統計資料や検討手法に関し様々な議論があったことが認められる。しかしながら、基準部会の平成29年12月14日付け報告書（以下「本件報告書」という。）によると、生活扶助基準の水準を検証するに当たり、生活扶助基準と比較する一般低所得世帯として、夫婦子1人世帯の年収階級第1・十分位を設定しているところ、かかる検証手法は、これまでの検証方法との継続性、整合性にも配慮した透明性の高い一つの妥当な手法であるとされている。また、必需的な耐久消費財の普及状況や生活扶助基準CPIは、前回の保護基準に改定において用いられているが、本件報告書においては、生活扶助基準の検証に当たり、これらを用いるべき旨の記載は認められない。こうした本件報告書を踏まえ、厚生労働大臣が、本件基準改定に当たって年収階級第1・十分位に属する世帯を用いたことや必需的な耐久消費財の普及率及び生活扶助基準CPIを用いなかったことに裁量権の逸脱・濫用があったと認めることはできない。

また、被保護者からの意見徴収や保護基準の改定の影響調査について、本件基準改定に当たり、被保護者からの意見聴取が義務付けられていることは認められない一方、基準部会における検証においては、前回の保護基準の改定による影響の把握が行われていることが認められる。

さらに、基準生活費の決定は、専門技術的、政策的な観点から厚生労働大臣の合理的裁量に委ねられているところ、厚生労働大臣が本件報告書を踏まえて自らの裁量権の範囲内において行った本件基準改定の結果、生活扶助費が減額となったとしても、そのことをもって直ちに社会権規約の制度後退禁止原則に反するものであるとはいえない。

したがって、基準生活費が健康で文化的な生活水準を維持するかどうかについて裁量権を有する厚生労働大臣の判断には看過し難い不合理な点はなく、本件基準改定後の保護基準（経過措置を含む。）に定める基準生活費を適用して行われた原処分が違法又は不当であるということとはできないから、請求らの主張は採用することができない。

以上のとおり、原処分には取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても、適正なものと認められるから、本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委員(会長) 岸 本 太 樹

委員 中 原 猛

委員 日 笠 倫 子